

## 山形市公式ホームページ有料広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山形市公式ホームページ（以下「ホームページ」という。）への広告の掲載(以下「広告掲載」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 ホームページに掲載する広告は、バナー広告とする。

(掲載することができる広告の範囲)

第3条 ホームページに掲載することができる広告は、別表に定める広告のいずれにも該当しないものとする。

2 次に掲げるものの広告は、掲載しないものとする。

- (1) 山形市市税条例（昭和40年市条例第37号）第3条に規定する市税の滞納があるもの
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続又は更生手続を行っているもの
- (3) 社会問題を起こしている業種又は事業者に係るもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、ホームページに掲載することが適当でないと市長が認めるもの

(広告の掲載ページ)

第4条 広告を掲載するページは、サブトップページとする。

(掲載箇所、掲載料及び規格)

第5条 掲載する広告の掲載箇所、掲載料及び規格は、次の表のとおりとする。

掲 載 箇 所	サブトップページの指定された範囲内
掲 載 料	1 枠につき 1 か月 10,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）
規 格（1 枠）	サイズ 縦 60 ピクセル × 横 120 ピクセル 形 式 G I F 又は J P E G 容 量 15 K B 以下

2 広告掲載料は、市長の指定する期日までに、一括前納するものとする。ただし、これにより難いと市長が認める場合は、双方協議の上納付方法を定めるものとする。

(広告の掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は、1か月を単位とする連続12か月までとする。ただし、広告掲載箇所に空きがある場合は、これを延長することができる。

(広告掲載希望者の募集)

第7条 広告を掲載しようとする者(以下「広告掲載希望者」という。)の募集(以下「募集」という。)は、ホームページ及び広報やまがたにおいて行うものとする。

2 募集は、広告掲載箇所を新たに設置したとき、又は広告掲載箇所に空きが生じたときに行うものとする。

3 市長は、募集を行うに当たって、必要に応じ、広告掲載希望者となり得る者及び広告会社に対し、広告掲載の案内をするものとする。

(広告掲載の申込み)

第8条 広告掲載希望者は、山形市公式ホームページ広告掲載申込書(別記様式第1号)により、市長が指定する期間内に申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第9条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、第3条の規定に基づき広告の内容、デザイン等(リンク先の内容等を含む。以下「広告内容等」という。)について審査し、広告掲載の可否を決定する。

2 市長は、前項の規定により広告掲載の可否を決定したときは、山形市公式ホームページ広告掲載決定通知書(別記様式第2号)により、その結果及び条件等を当該申込みを行った広告掲載希望者に通知する。

(広告原稿の作成及び提出)

第10条 前条第1項の規定による広告掲載の決定を受けた者(以下「広告主」という。)は、広告原稿を市長が指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

2 広告原稿は、広告主の責任及び負担において作成するものとする。

(審査会)

第11条 第9条第1項の規定による広告内容等の審査を行うため、山形市ホームページ有料広告審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、委員長及び委員をもって組織する。

3 審査会の委員長は総務部長を、委員は総務部広報課長、財政部契約課長、同部納税課長、市民生活部消費生活センター所長、商工観光部産業政策課長及びまちづくり政策部管理住宅課長をもって充てる。

4 委員長は、前項に定める委員のほか、審査する広告内容等に関係する事項を所管する課等の長を臨時の委員として加えることができるものとする。

5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(審査会の会議)

第12条 審査会の会議は、広告内容等若しくは広告掲載に関し疑義が生じ、又は委員長が必要と認める場合に委員長が招集する。ただし、会議の開催が困難な場合にあっては、稟議により審査会の審査に代えることができる。

2 委員長は、審査会の会議の議長となる。

3 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、必要と認めるときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(審査会の庶務)

第13条 審査会の庶務は、総務部広報課において処理する。

(広告掲載の取消し)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。

(2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。

(3) リンク先の内容等が別表に定める広告のいずれかに該当することとなったとき。

(4) 広告主が第3条第2項第1号から第3号までのいずれかに該当することとなったとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載が適切でないと市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定による取消しにより広告主が受けた損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

(広告掲載の取下げ)

第15条 広告主は、自己の都合により広告掲載を取り下げようとするときは、書面により市長に申し出なければならない。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げた場合における既納の広告掲載料は、返還しない。

(広告掲載料の返還)

第16条 広告主の責めに帰さない理由により、広告掲載を取り消したときは、既納の広告掲載料は、当該広告主に返還する。

2 前項の規定により返還する広告掲載料の額は、広告掲載を取り消した日の属する月の翌月以降に係る広告掲載料の額とする。

3 第1項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告掲載期間の延長)

第17条 広告の掲載期間内に、本市の都合によりホームページを閉鎖した場合は、閉鎖期間に応じて、掲載期間を延長する。ただし、閉鎖期間が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

2 広告主の責めに帰さない理由により、広告を掲載できなかつたときは、掲載できなかつた期間に応じて、掲載期間を延長する。ただし、広告を掲載できなかつた期間が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

(広告主の責務)

第18条 広告主は、広告内容等の、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、第三者から広告掲載により損害を被った旨の申出があった場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(広告のデザインの変更)

第19条 広告主は、広告掲載の後（この項の規定によりデザインの変更を行った場合にあっては、当該変更後）1か月を経過したときは、広告のデザインを変更することができる。

2 広告主は、広告のデザインを変更しようとするときは、変更しようとする日の1週間前までに市長に申し出るものとする。

(リンク先の変更)

第20条 広告主は、広告のリンク先を変更しようとするときは、変更しようとする日の1週間前までに市長に申し出るものとする。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年2月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年12月21日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年3月31日から施行する。

(適用)

2 改正後の第3条第2項及び第4条第1項の規定はこの要綱の施行の日以降に広告掲載の申込みがあったものについて、改正後の第4条第3項の規定は平成20年5月1日以降に掲載する広告について適用する。

附 則

この要綱は、平成21年6月12日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年12月21日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第4条の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後の広告掲載料算定基準日（広告の掲載期間において最初に広告が掲載された日及び同日の属する月の翌月以後のそれぞれの月における同日の応当する日（応当する日がない月にあつては、その翌月の初日）をいう。以下同じ。）の属する広告掲載料算定基準期間（広告の掲載期間において広告掲載算定基準日から次の広告掲載料算定基準日の前日（次の広告掲載料算定基準日がない場合にあつては、広告の掲載期間の満了する日）までのそれぞれの期間をいう。以下同じ。）に係る広告掲載料について適用し、施行日前の広告掲載料算定基準日の属する広告掲載料算定基準期間に係る広告掲載料については、なお従前の例による。

3 改正後の第4条の規定により施行日以後の広告掲載料算定基準日が属する広告掲載

料算定基準期間に係る広告掲載料を算定した場合における当該広告掲載料算定基準日が属する広告の掲載期間に係る広告掲載料の総額が納入された広告掲載料の総額に達しないときは、その差額に相当する金額を広告主に返還する。

附 則

この要綱は、平成23年6月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

掲載することができない広告	説明、具体的な例示等
法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの	(1) 法令等で禁止されている商品、無認可の商品、粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの (2) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく事業を行うもの (3) その他法令等に違反するもの又はそのおそれがあると認められるもの
公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの	社会の一般的秩序又は一般的道徳観念からみて不適切であると認められるもの
政治性のあるもの	(1) 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの (2) その他政治性があると認められるもの
宗教性のあるもの	(1) 宗教団体その他これに類する団体による布教の推進を主な目的とするもの (2) その他宗教性があると認められるもの
社会問題についての主義主張であるもの	
個人の氏名広告であるもの	
国内世論が大きく分かれているもの	
公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの	(1) 人権侵害、差別及び名誉毀損に該当するおそれがあるもの (2) 他を誹謗、中傷又は排斥するもの (3) その他公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあると認められるもの
消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの	(1) 誇大な表現及び根拠のない表示又は誤認を招くような表現のもの 例：「世界一」、「一番安い」（掲載に際しては、根拠となる資料を要する。） (2) 虚偽の内容を表示するもの (3) 射幸心を著しくあおる表現のもの 例：「今が・これが最後のチャンス（今購入しないと次はないという意味）」 (4) 非科学的なもの又は迷信等で、市民を惑わせ、又は不安を与えるおそれのあるもの (5) その内容に対する責任の所在が明確でないもの (6) 広告の内容が明確でないもの (7) 国、地方公共団体その他公共の機関が、広告主又はその商品若しくはサービスを推奨し、保証し、又は指定しているかのような表現のもの (8) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条に規定する連鎖販売取引に関するもの (9) その他消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないと認められるもの

<p>青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業、接客業務受託営業又はこれらに類する営業に関するもの</li> <li>(2) 水着姿、裸体姿等を表示する広告で、その内容に無関係で必然性のないもの</li> <li>(3) 暴力、犯罪等を肯定し助長するような表現のもの</li> <li>(4) 残酷な描写等善良な風俗に反するような表現のもの</li> <li>(5) 暴力又はわいせつを連想し、又は想起させるもの</li> <li>(6) 賭博を肯定するもの</li> <li>(7) たばこの製造、販売等に関するもの</li> <li>(8) 青少年の人体、精神及び教育に有害なもの</li> <li>(9) その他青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないと思われるもの</li> </ul>
<p>上記に掲げるもののほか、ホームページに掲載することが適当でないと市長が認めるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 消費者金融の営業に関するもの</li> <li>(2) 占い、運勢判断等に関するもの</li> <li>(3) 興信所、探偵その他これらに類する事項に関するもの</li> <li>(4) 整体院、カイロプラクティック、エステティック等法律に定めのない医療に類似した行為に関するもの</li> <li>(5) その他この要綱による広告の掲載の円滑な運営に支障を来すものとして市長が認めるもの</li> </ul>



年 月 日

（宛先）山形市長

〒

住 所

（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）

氏 名 印

（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

電 話

## 山形市公式ホームページ広告掲載申込書

山形市公式ホームページに広告を掲載したいので、次のとおり申し込みます。  
なお、申込みに当たり、必要があるときは、山形市の市税の納付状況について  
確認できる台帳等を閲覧することに同意します。

1 掲載希望期間 年 月 日 ～ 年 月 日

2 広告内容

3 広告（バナー）デザイン

4 バナーリンク先URL

---

様式第2号（第9条関係）

年 月 日

様

山 形 市 長

## 山形市公式ホームページ広告掲載決定通知書

山形市公式ホームページへの広告の掲載について、次のとおり決定しましたので通知します。

- 1 掲載の可否                      掲載します      ・      掲載しません
- 2 広告掲載期間                      年 月 日 ～      年 月 日
- 3 広告掲載料                      \_\_\_\_\_ 円
- 4 掲載しない理由
  
- 5 留意事項